

居宅療養管理指導（薬局薬剤師）に係る重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名称	オリーブ薬局 晴丘店
事業所の所在地	愛知県尾張旭市上の山町間口3033番地の4
指定番号	2344500893
代表者氏名	高尾 将光
電話番号	0561-55-5005

2 事業の目的

- ① 要介護状態または要支援状態にあり、主治医等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、オリーブ薬局 晴丘店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
- ② 利用者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等は把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

3 運営方針

- ① 利用者の意思、人格を尊重し利用者の立場にたったサービス提供に努めます。
- ② 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との親密な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者・家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

4 職員等体制

薬剤師	2名	・常勤者（1名） 非常勤者（1名） 勤務時間 午前9：00～午後7：00
事務員	2名	・常勤（2名） 非常勤者（0名） 勤務時間 午前9：00～午後7：00

5 営業日及び営業時間

- ・原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とします。
- ・但し祝祭日、12月30日から1月3日までは除きます。
- ・通常、月・火・木・金の午前9時から午後1時、午後3時から午後7時
水・土の午前9時から午後1時までとし、緊急時を除きます。
- ・電話等で24時間常時連絡が可能な体制をとります。

6 サービスの内容、提供方法

- ① 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し継続的な薬学的管理指導を行います。また、医療品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅にお

ける日常生活の自立に役立つようアドバイスをを行います。

- ② 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。
- ③ 具体的には以下の通りです。
 - ・処方せんによる調剤（状態にあわせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見
 - ・ADL、QOL等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
 - ・使用薬剤、用法、用量等に関する、医師等への連絡調整
 - ・麻薬製剤の管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、介護・福祉における相談応需

7 通常の事業実施地域

通常の実施地域は 尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市守山区 とします。

8 利用料

- ① 介護保険法の告示上を額とします。
- ② 利用料は別紙の通りとなります。
 - ※消費税改正または介護報酬改定の際には、それに準じた見直しをおこない、随時別紙を差し替えます。

9 交通費

居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収します。

・片道 _____ 5 km までの場合 0 円

9 緊急時等における対応方法

居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医等に連絡します。

10 苦情申し立て窓口

- ① 当事業者のサービス提供にあたり、苦情や相談がある場合、下記までご連絡ください。

連絡先	薬局名	オリーブ薬局	晴丘店
	TEL	0561-55-5005	
	担当者名	高尾	将光
- ③ 他に下記に直接申し出ることができます。
 - ・各市町村担当窓口 TEL 0561-53-2111（尾張旭市）
TEL 0561-82-7111（瀬戸市）
TEL 0561-63-1111（長久手市）
TEL 052-793-3434（名古屋市守山区）
 - ・愛知県国民健康保険連合会（TEL 052-971-4165）

